

# 外国人材の受入れ拡大とマネロン・テロ資金供与対策

弁護士 高橋 瑛輝



弁護士  
高橋 瑛輝  
(たかはし・えいき)

〈出身大学〉  
京都大学法学部  
京都大学法科大学院

〈経歴〉  
2011年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(新64期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律事務所入所  
2016年1月  
金融庁監督局総務課 課長補佐(法務担当)  
国際監督室、法令等遵守調査室、政策課を併任  
2018年2月  
監督局総務課仮想通貨モニタリングチーム「モニタリング管理官」  
検査局総務課 金融証券検査官  
2018年5月  
弁護士法人中央総合法律事務所に復帰

〈取扱業務〉  
民事法務、商事法務、  
金融法務、会社法務、  
家事相続法務、知的財産権

## 1 外国人材の受入れ拡大と金融機関における対応の必要性

昨年12月、新たな在留資格を創設する改正入管法が成立し、今年(平成31年4月)施行を迎えた。また、同じく昨年12月、同法の成立を踏まえ、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において、外国人材を適正に受入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するための「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策<sup>1)</sup>」が了承されているところであり、今後ますます外国人材の受入れ拡大の流れが本格化していくことが想定される。

こうした流れに金融機関も無関係ではなく、上記総合的対応策の中では、施策の一つとして、「金融・通信サービスの利便性向上」も挙げられているところである。

具体的には、「外国人が我が国で生活していくに当たっては、家賃や公共料金の支払、賃金の受領等の様々な場面において、金融機関の口座を利用することが必要となることから、外国人が円滑に銀行口座を開設できるようにするための取組を進めていく必要がある。」としたうえで、以下の具体的施策が示されている。

- 全ての金融機関において、新たな在留資格を有する者及び技能実習生が円滑に口座を開設できるよう、要請する。また、多言語対応の充実や、口座開設に当たっての在留カードによる本人確認等の手続の明確化など、銀行取引における外国人の利便性向上に向けた取組を行う〔金融庁、法務省、厚生労働省、農林水産省〕《施策番号43》。
- こうした取組について、金融機関において、パンフレットの配布等を通じてその内容を積極的に周知するとともに、ガイドラインや規定の整備に取り組む。〔金融庁、法務省、厚生労働省、農林水産省〕《施策番号44》

そのため、とりわけ預金取扱金融機関においては、共生社会の実現に向け、こうした要請に応じて円滑な口座開設を行うとともに、個別金融機

関及び業界団体の双方を通じた積極的周知等への対応も期待されることとなる。

## 2 来日外国人に関するマネロン・テロ資金供与リスク

その一方で、マネロン・テロ資金供与対策の分野においては、これまで来日外国人のリスクについて様々な指摘がなされてきたところでもある。

例えば、国家公安委員会が毎年公表している犯罪収益移転危険度調査書<sup>2)</sup>においては、マネロン事犯等の主体を分析した項目において、暴力団に次いで来日外国人が挙げられており、「来日外国人による組織的な犯罪の中で、マネー・ローンダリング事犯が敢行されている実態が認められ、中国人グループによるインターネットバンキング不正アクセスに係る不正送金事犯、ベトナム人グループによる万引き事犯、ナイジェリア人グループによる国際的な詐欺事犯等に関連したマネー・ローンダリング事犯等の事例が見られる。」「過去3年間の預貯金通帳・キャッシュカード等の不正譲渡等に関する犯罪収益移転防止法違反事件の国籍別の検挙件数では、ベトナム、中国、フィリピンの順に多く、特に近年ではベトナムの検挙件数の増加が目立っている。」とされている。

また、マネロン事犯の検挙件数のうち来日外国人によるものは、同調査書によれば、平成29年中において27件で全体の7.5%を占めるとされていたところ、警察庁の「犯罪収益移転防止に関する年次報告書<sup>3)</sup>」によれば、平成30年中においては48件で全体の9.5%を占めるとされており、増加傾向にあるといえる。

さらに、来日外国人のうち留学生や技能実習生による口座売買が横行しているとの新聞報道もなされているほか<sup>4)</sup>、警察庁によると、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生状況について、「不正送金の一時送金先として把握した562口座のうち、名義人の国籍はベトナムが約62.8%を占め、次いで日本が約14.8%、中国が約13.3%であった。」とされている<sup>5)</sup>。

これらの指摘からは、一部ではあるものの、来日外国人による口座売買や、当該口座が組織的犯

罪に悪用されている実態もあることがうかがわれるところである。

このような認識を踏まえて、リスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与対策を実施する中において、来日外国人をリスクがある顧客属性として把握し、それだけ慎重な対応をとっている金融機関が多いのが実情であると考えられる。

### 3 来日外国人に対する顧客管理のあり方

もっとも、慎重な対応といっても、外国人であることのみをもって合理的な理由なく謝絶等を行ってはならないことは、かねてより金融庁からも指摘されてきたところである<sup>6</sup>。実際、上記のような指摘があるとしても、当然ながら、来日外国人の全てが何らかの形でマネロン・テロ資金供与と関係する蓋然性が高いと言えるわけではない。そのため、来日外国人に対する顧客管理のあり方は、外国人材の受入れ拡大の流れにおける社会的要請と、厳しさを増すマネロン・テロ資金供与対策の要請との相克の中で、金融機関にとって悩ましい課題の一つといえるのではないだろうか。そうした中、来日外国人に対する顧客管理のあり方としては、例えば、以下のような対応が有効と考えられよう。

#### (1) 多言語対応

まず、上記総合的対応策にも挙げられている多言語対応である。優先対応すべき言語は各金融機関の判断によることとなるだろうが、来日外国人との意思疎通が言語的障壁によって十分なされないとすれば、手続きの迅速性や円滑性のみならず、口座開設時のリスク低減措置として行うべき適正な取引時確認等の措置の実施の妨げにもなり得る。

この点に関しては、顧客に示すべき預金規定等の書面の翻訳のほか、口頭の会話において、近年精度が向上している自動翻訳機器等を活用することも有効と考えられる。

#### (2) 受入れ企業との連携

次に、受入れ企業との連携も挙げられる。上記総合的対応策では、「受入れ企業は新たな在留資格を有する者及び技能実習生が金融機関において円滑に口座を開設できるように必要なサポートを行う。〔法務省〕《施策番号45》」とされており、例えば、口座開設時の同席が考えられるほか、金融機関からすれば、口座開設後の継続的顧客管理における協力体制を構築することも一案であろう。そうした関係の構築により口座開設が円滑になるのであれば、受入れ企業側にもメリットがあると考えられる。

#### (3) 口座売買に対する注意喚起・警告

このほか、すでに取組みが広がっているところであるが、口座開設の際、口座を売買することが犯罪であることを明示した

書面を交付し、注意喚起ないし警告を行うことも有効と考えられる。また、実際に口座売買が行われやすいのは帰国時や離職時等と考えられることから、受入れ企業との連携の中で、そうした時期を捉えて再度注意喚起ないし警告を実施してもらうことも考えられよう。

#### (4) 在留期間の把握と管理

最後に、在留期間の把握と管理が挙げられる。これについては、口座開設時における残りの在留期間が一定期間を下回る場合には口座開設を原則として認めないという側面と、そうした要件をクリアして口座開設を認めた後、在留期間が経過した際に、それ以降の口座利用を停止する等のリスク低減措置をとるという側面が考えられる。

このうち、特に後者においては、在留期間が経過した際に行うリスク低減措置の法的根拠が問題になる。一部金融機関においては、預金規定を改訂し、在留期間の届出義務を定めるとともに、照会に応じない場合や在留期間が経過した場合の取引停止等の措置を定めている例もあるが、そうした法的根拠が整備されていない場合、金融機関としては取引モニタリングの強化といったリスク低減措置しか取りえないこととなり、管理コストが上昇する懸念もあろう。

反面、そうした法的根拠を整備するにしても、例えば、在留期間を更新したにもかかわらず、その届出を失念していたために突如として取引停止等に直面する顧客が多く生じれば、無用のトラブルを生じさせかねない点にも留意すべきであろう。この点に配慮するとすれば、継続的顧客管理の一環として、在留期間の経過する一定期間前に、仮に在留期間を更新する際には届出を要する旨や、当該届出がなければ取引停止等の措置があり得る旨を通知し、必要な届出を促すという運用が考えられる。なお、これについても、受入れ企業との連携の中で行うことがあり得よう。

1 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai3/siryoush3-2.pdf>

2 <https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/risk/risk301206.pdf>

3 [https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/data/jafic\\_2018\\_zantei.pdf](https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/data/jafic_2018_zantei.pdf)。なお、本URLは本稿執筆時点において公表されている暫定版のものであり、確定版が公表された際にはURLも変更される点に留意されたい。

4 日本経済新聞平成29年5月31日「外国人の口座売買が横行 留学生や技能実習生」等。

5 警察庁の広報資料「平成30年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」（平成31年3月7日）の別添9頁。

[https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/H30\\_cyber\\_jousei.pdf](https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/H30_cyber_jousei.pdf)

6 金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関する現状と課題」（平成30年8月）17頁。